

川島町総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、町長と川島町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、円滑に意思疎通を図り、本町教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向のもと、連携して効果的な教育行政を推進していくため、川島町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項の協議及びこれらに関し、次条に規定する構成員の事務の調整を行う。

- (1) 本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 本町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(構成員)

第3条 会議は、町長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、町長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議の議長は、町長をもって充てる。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認

めるとき、会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるとき又はその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 議事録の公表は、前条ただし書により非公開とした部分を除き、川島町公式ホームページにて公表を行う。

(調整結果の尊重)

第8条 会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、政策推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。